



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 規則

▽公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則等の一部を改正する規則
 [企画調整局企画調整課] 3175

訓令甲

▽電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令
 [企画調整局デジタル戦略部] 3181

告示

- ▽生活保護法等による指定医療機関の指定 [福祉局保護課] 3182
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 3183
- ▽生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 3184
- ▽生活保護法等による指定介護機関の指定 [福祉局保護課] 3185
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 3186
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更 [福祉局保護課] 3187
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 3188
- ▽港湾施設の規模の変更 [港湾局経営課] 3189
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 [福祉局監査指導部] 3190
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 3193
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 3194
- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 3195

- ▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 3198
- ▽児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定 [福祉局監査指導部] 3200
- ▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 3201
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（大沢自治会ほか）
 [企画調整局参画推進課] 3202

公 告

- ▽農用地利用集積計画の決定（一般）
 [農業委員会事務局] 3203
- ▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付）
 [農業委員会事務局] 3207
- ▽御影山手まちづくり協定の変更
 [都市局まち再生推進課] 3211
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取（舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定）
 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 3212

水 道 局

- ▽神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 3213

規 則

公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第56号

公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則等の一部を改正する規則

(公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則の一部改正)

第1条 公立大学法人神戸市外国語大学の業務運営等に関する規則(平成19年3月規則第94号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>神戸市公立大学法人</u>の業務運営等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>神戸市公立大学法人</u>(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計</p>	<p><u>公立大学法人神戸市外国語大学</u>の業務運営等に関する規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)の規定に基づき、<u>公立大学法人神戸市外国語大学</u>(以下「法人」という。)の業務運営並びに</p>

に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定する純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

(会計監査報告の作成)

第12条 法第35条第1項の会計監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会計監査人の監査の方法及びその内容

(2) 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のアからウまでに掲げる意見の区分に応じ、当該アからウまでに掲げる事項

ア 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行

財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財務状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

イ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ウ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

(3) 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

(4) 追記情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書(会計に関する部

分に限る。)及び決算報告書に関して必要な報告

(6) 会計監査報告を作成した日

2 前項第4号の追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2) 重要な偶発事象

(3) 重要な後発事象

3 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

(1) 法人の役員及び職員

(2) 前号に掲げる者のほか、会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

4 前項の規定は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を求めるものとは解してはならない。

第13条～第21条 [略]

第12条～第20条 [略]

(地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則の一部改正)

第2条 地方独立行政法人神戸市民病院機構の業務運営等に関する規則（平成21年3月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(財務諸表)</p> <p>第11条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定する<u>純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び行政コスト計算書</u>とする。</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第11条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定する<u>キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書</u>とする。</p>

(公立大学法人神戸市看護大学の業務運営等に関する規則の一部改正)

第3条 公立大学法人神戸市看護大学の業務運営等に関する規則（平成31年3月規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(財務諸表)</p> <p>第10条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定する<u>純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書</u>とする。</p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第10条 法第34条第1項に規定する規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）に規定するキャッシュ・フロー計算書及び<u>行政サービス実施コスト計算書</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第6号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和5年2月17日

神戸市長 久 元 喜 造

電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令

電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年5月訓令甲第3号）は、
廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

神戸市告示第 686 号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション さくらみちデュオ	神戸市中央区中町通 3 丁目 1 番 1 5 号	令和 5 年 2 月 1 日

神戸市告示第 687 号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
福山歯科医院	神戸市垂水区神陵台 5 丁目 9 番 5 号	令和 5 年 1 月 31 日
完誠堂薬局 甲南店	神戸市東灘区田中町 3 丁目 1 番 4 号	令和 5 年 2 月 12 日
ポラリス調剤薬局	神戸市須磨区竜が台 5 丁目 1 6 番	令和 5 年 1 月 15 日
ウエルシア薬局 神戸 鈴蘭台店	神戸市北区山田町小部字宮ノ前 1 番 地 1	令和 5 年 2 月 28 日

神戸市告示第 688 号

次の指定医療機関について，生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により，当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので，生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)しあわせ診療内科 (旧)石川神経科診療所	神戸市須磨区大黒町 2 丁目 1 番 1 1 号	令和 5 年 1 月 16 日
(新)神戸ファミリークリニック (旧)往診在宅クリニック 神戸院	神戸市中央区新港町 1 7 番 4 号	令和 5 年 1 月 1 日
(新)そうごう薬局 野崎 通店 (旧)祥漢堂薬局野崎通店	神戸市中央区野崎通 3 丁目 3 番 2 7 号	令和 5 年 2 月 1 日

神戸市告示第 689 号

次の介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該指定にかか る介護事業 所の名称	当該指定にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の主た る事務所の所在地	指定年月 日	サービス種類
ふれあい ホーム	神戸市長田区 三番町 1 丁目 4 番 1 号	社会福祉法 人神戸サル ビア福祉会	神戸市長田区三 番町 1 丁目 4 番 1 号	令和 5 年 1 月 1 日	短期入所生活 介護 介護予防短期 入所生活介護
ふれあい ホーム	神戸市長田区 三番町 1 丁目 4 番 1 号	社会福祉法 人神戸サル ビア福祉会	神戸市長田区三 番町 1 丁目 4 番 1 号	令和 5 年 1 月 1 日	通所介護 介護予防通所 介護

神戸市告示第 690 号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にかか る介護事業所の名 称	当該廃止にかか る介護事業所の 所在地	介護事業 者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	廃止年月日	サービス種類
福山歯科 医院	神戸市垂水区 神陵台 5 丁目 9 番 5 号	福山 博 人	神戸市西区 井吹台東町 1 丁目 5 番 1 9 号	令和 5 年 1 月 31 日	訪問看護 訪 問リハビリテ ーション 居 宅療養管理指 導 介護予防 訪問看護 介 護予防訪問リ ハビリテーシ ョン 介護予 防居宅療養管 理指導
ふれあい ホーム	神戸市長田区 三番町 1 丁目 4 番 1 号	社会福祉 法人神戸 サルビア 福祉会	神戸市長田 区三番町 1 丁目	令和 4 年 12 月 31 日	通所介護 短 期入所生活介 護 介護予防 通所介護 介 護予防短期入 所生活介護 居宅介護支援

神戸市告示第 691 号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
(新)しあわせ診療内科 (旧)石川神経科診療所	神戸市須磨区大黒町 2 丁目 1 番 1 1 号	医療法人社団しあわせ診療内科	神戸市須磨区大黒町 2 丁目 1 番 1 1 号	令和 5 年 1 月 16 日	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
(新)神戸ファミリークリニック (旧)往診在宅クリニック神戸院	神戸市中央区新港町 1 7 番 4 号	一般社団法人誠夢会	神奈川県藤沢市辻堂太平台 2 丁目 1 番 3 5 号	令和 5 年 1 月 1 日	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導

神戸市告示第 692 号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
訪問マッサージ ライフ	松崎 功	神戸市西区南別府 4 丁目 2 0 4 番 1 号	令和 5 年 2 月 1 日

2 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
H P H マッサージ	小嶋 克英	神戸市垂水区向陽 2 丁目 6 番 1 8 号	令和 5 年 1 月 31 日
訪問マッサージ ライフ	森中 望	神戸市西区南別府 4 丁目 2 0 4 番 1 号	令和 5 年 2 月 1 日

神戸市告示第 693 号

次の港湾施設について、令和5年3月8日から、その規模を改める。

令和5年3月7日

神戸市長 久 元 喜 造

規模を改める港湾施設

道路

名 称	位 置	規 模			
		変更前		変更後	
		延長	幅員	延長	幅員
六甲アイランド道路（一部）	神戸市東灘区 向洋町東3丁目	74.8m	17m	72.92m	最小
					最大
					16.77m
					16.88m

神戸市告示第 694 号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2815001785	かなうの介護	兵庫県神戸市北区緑町 7-3-7 ルミナス山の街 1-B	KANAU 合同会社	兵庫県神戸市北区広陵町 1 丁目 135 番地	令和 5 年 1 月 1 日	居宅介護
2810800165	ニッシンケアサービス 神戸西事業所	兵庫県神戸市垂水区野田通 9 番 10 号 ソレアード垂水 1 階	株式会社ニッシンケアサービス	兵庫県神戸市兵庫区下沢通 4 丁目 9-5	令和 5 年 1 月 1 日	同行援護
2815202086	e w a l u	兵庫県神戸市西区宮下 1 丁目 26-14 フレグランスリッチ II 106 室	特定非営利活動法人エバーフリー	兵庫県神戸市北区杉尾台 1 丁目 10 番地の 25	令和 5 年 1 月 1 日	居宅介護
2815202086	e w a l u	兵庫県神戸市西区宮下 1 丁目 26-14 フレグランスリッチ II 106 室	特定非営利活動法人エバーフリー	兵庫県神戸市北区杉尾台 1 丁目 10 番地の 25	令和 5 年 1 月 1 日	重度訪問介護

2815202086	e w a l u	兵庫県神戸市西区宮下1丁目26-14 フレグランスリッチⅡ 106室	特定非営利活動法人エバーフリー	兵庫県神戸市北区杉尾台1丁目10番地の25	令和5年1月1日	行動援護
2810701538	オルタナティブ	兵庫県神戸市須磨区北落合1丁目4番26号白川コーポ317号	株式会社ジルベルト	兵庫県神戸市須磨区北落合1丁目1番4号白川コーポレーションビル101号	令和5年1月1日	就労継続支援（B型）
2810602066	みらいホーム神戸長田	兵庫県神戸市長田区重池町2丁目3-35	社会福祉法人みらい	徳島県徳島市名東町1丁目93番地1	令和5年1月1日	短期入所
2820600167	みらいホーム神戸長田	兵庫県神戸市長田区重池町2丁目3-35	社会福祉法人みらい	徳島県徳島市名東町1丁目93番地1	令和5年1月1日	共同生活援助
2810501540	ケア21兵庫駅前通り	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通10-17 Angelot 浜崎通1階101号室	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島2丁目2番2号	令和5年2月1日	同行援護
2810801882	訪問介護ステーションアリビオ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目994-6 山陽塩屋高架下店舗	医療法人社団やない外科胃腸科	兵庫県西脇市下戸田274番地の2	令和5年2月1日	居宅介護
2810801882	訪問介護ステーションアリビオ	兵庫県神戸市垂水区塩屋町1丁目994-6 山	医療法人社団やない外科胃腸科	兵庫県西脇市下戸田274番地の2	令和5年2月1日	重度訪問介護

		陽塩屋高架 下店舗				
2810602074	ニッシンケ アサービス みくら	兵庫県神戸 市長田区御 蔵通5丁目 205-1 Soleadoみ くら	株式会社ニ ッシンケア サービス	兵庫県神戸 市兵庫区下 沢通4丁目 9番5号	令和5年2 月1日	居宅介護
2810602074	ニッシンケ アサービス みくら	兵庫県神戸 市長田区御 蔵通5丁目 205-1 Soleadoみ くら	株式会社ニ ッシンケア サービス	兵庫県神戸 市兵庫区下 沢通4丁目 9番5号	令和5年2 月1日	重度訪問介 護
2815202094	まつたけく らぶ	兵庫県神戸 市西区森友 5丁目31番 地	株式会社W A-R A-Z I	兵庫県神戸 市西区森友 5丁目31番 地	令和5年2 月1日	就労継続支 援（B型）
2810701546	B a s e	兵庫県神戸 市須磨区大 池町3丁目 1番地の8 T W I N S B U I L D I N G	特定非営利 活動法人須 磨ユニバー サルビーチ プロジェクト	兵庫県神戸 市長田区駒 ヶ林町1丁 目14番10 号	令和5年2 月1日	就労継続支 援（B型）

神戸市告示第 695 号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和5年3月7日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830500068	すまいるぴくちャー	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3番地	一般社団法人ウォールナット	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3番地	令和5年1月1日	地域移行支援
2830500068	すまいるぴくちャー	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3番地	一般社団法人ウォールナット	兵庫県神戸市兵庫区夢野町2丁目3番地	令和5年1月1日	地域定着支援

神戸市告示第 696 号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2830200149	さんさん相談支援事業所	兵庫県神戸市灘区城内通 4-4-2 1 階東	株式会社菩提樹	兵庫県神戸市灘区城内通 4 丁目 4 番 2 号	令和 5 年 2 月 1 日	計画相談支援

神戸市告示第697号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和5年3月7日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2815000795	あさひケア 訪問介護事業所	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3丁目11-11	あさひケアサービス株式会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3丁目11-11	令和4年12月31日	居宅介護
2815000795	あさひケア 訪問介護事業所	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3丁目11-11	あさひケアサービス株式会社	兵庫県神戸市北区鈴蘭台南町3丁目11-11	令和4年12月31日	重度訪問介護
2810601530	あおいとり	兵庫県神戸市長田区檜川町1丁目1-7	株式会社 青い鳥	兵庫県神戸市長田区檜川町1丁目1-7	令和4年12月31日	居宅介護
2810601530	あおいとり	兵庫県神戸市長田区檜川町1丁目1-7	株式会社 青い鳥	兵庫県神戸市長田区檜川町1丁目1-7	令和4年12月31日	重度訪問介護
2810601530	あおいとり	兵庫県神戸市長田区檜川町1丁目1-7	株式会社 青い鳥	兵庫県神戸市長田区檜川町1丁目1-7	令和4年12月31日	同行援護
2810501193	総合介護支援センター はばたき	兵庫県神戸市兵庫区菊水町7丁目2-5	合同会社総合介護支援センターはばたき	兵庫県神戸市垂水区桃山台2丁目13番2号202号	令和4年12月31日	居宅介護

2810501193	総合介護支援センター はばたき	兵庫県神戸市兵庫区菊水町7丁目2-5	合同会社総合介護支援センターはばたき	兵庫県神戸市垂水区桃山台2丁目13番2号202号	令和4年12月31日	重度訪問介護
2810501193	総合介護支援センター はばたき	兵庫県神戸市兵庫区菊水町7丁目2-5	合同会社総合介護支援センターはばたき	兵庫県神戸市垂水区桃山台2丁目13番2号202号	令和4年12月31日	行動援護
2815101783	R e k 1	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目12-4-701	合同会社名越介護事務所	兵庫県神戸市須磨区横尾7丁目1番地の1-82号棟106号	令和4年12月31日	居宅介護
2815101783	R e k 1	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目12-4-701	合同会社名越介護事務所	兵庫県神戸市須磨区横尾7丁目1番地の1-82号棟106号	令和4年12月31日	重度訪問介護
2810801320	がじゅまる	兵庫県神戸市垂水区向陽1丁目4-8 パインヒル向陽1F	特定非営利活動法人がじゅまる	兵庫県神戸市長田区若松町3丁目3番2号ジェイグラ\nン新長田909号	令和4年12月31日	居宅介護
2810801320	がじゅまる	兵庫県神戸市垂水区向陽1丁目4-8 パインヒル向陽1F	特定非営利活動法人がじゅまる	兵庫県神戸市長田区若松町3丁目3番2号ジェイグラ\nン新長田909号	令和4年12月31日	重度訪問介護

2810801320	がじゅまる	兵庫県神戸市垂水区向陽1丁目4-8 パインヒル向陽1F	特定非営利活動法人がじゅまる	兵庫県神戸市長田区若松町3丁目3番2号 ジェイグラ\nン新長田909号	令和4年12月31日	同行援護
2810700993	アップル	兵庫県神戸市須磨区北落合1丁目1-1-4 白川コーポレーションビル101号	株式会社ジルベルト	兵庫県神戸市須磨区北落合1丁目1番4号白川コーポレーションビル101号	令和4年12月31日	就労継続支援（B型）
2815102062	COCOワークエデュケーション三宮	兵庫県神戸市中央区北野町4丁目6番9号	株式会社メタコミット	兵庫県神戸市中央区栄町通5丁目2-2-406号	令和4年12月31日	就労移行支援（一般型）
2810200325	ひらめの家	兵庫県神戸市灘区將軍通3丁目4-15 將軍マンション102号室、103号室、104号室	社会福祉法人木の芽福祉社会	兵庫県神戸市東灘区御影本町3丁目9-8	令和4年12月31日	就労継続支援（B型）
2810601522	うららか訪問介護	兵庫県神戸市長田区大塚町1-8-11-303号	株式会社アストレ	兵庫県神戸市長田区長田町1丁目3番1号	令和5年1月31日	同行援護
2815201823	まつたけクラブ	兵庫県神戸市西区森友5丁目31番地	株式会社ICHIMOKU	兵庫県神戸市西区持子1丁目116番地の2-103号	令和5年1月31日	就労継続支援（B型）

神戸市告示第 698 号

次の事業者について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 21 条の 5 の 25 第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100351	児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 住吉校	兵庫県神戸市東灘区住吉東町4-2-12 ヴィバレッジリバー住吉101	株式会社Gotoschool	兵庫県芦屋市大東町12-23-416	令和5年1月1日	児童発達支援
2850100351	児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 住吉校	兵庫県神戸市東灘区住吉東町4-2-12 ヴィバレッジリバー住吉101	株式会社Gotoschool	兵庫県芦屋市大東町12-23-416	令和5年1月1日	放課後等デイサービス
2850700614	子どもみらいサポートあくしすジュニア 妙法寺	兵庫県神戸市須磨区清水台1丁目8-5 グレーシィ須磨アルテピアI番街1F1号	株式会社ライト	兵庫県神戸市須磨区清水台1丁目8-5-1階1号	令和5年1月1日	児童発達支援
2850100369	Kid's TECH cap. MIKAGE	兵庫県神戸市東灘区御影1丁目14-25 メビウスビル201	株式会社ロード	兵庫県神戸市灘区大内通6丁目2番5-1号	令和5年1月1日	放課後等デイサービス

2855000275	放課後デイサービス いっばいっば山の街	兵庫県神戸市北区広陵町1丁目159-1	特定非営利活動法人E a s t V i l l a g e	兵庫県神戸市北区広陵町1丁目159-1	令和5年1月1日	放課後等デイサービス
2850100344	かばさんらぼ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3-2-2-3F	有限会社ルイズオデイエ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目2番2号	令和5年1月1日	児童発達支援
2850100344	かばさんらぼ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3-2-2-3F	有限会社ルイズオデイエ	兵庫県神戸市東灘区甲南町3丁目2番2号	令和5年1月1日	放課後等デイサービス
2850600186	コペルプラス 新長田教室	兵庫県神戸市長田区若松町8丁目1-30 巨人ビル南館103	株式会社コペル	東京都新宿区新宿4丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和5年2月1日	児童発達支援
2850800257	児童発達支援・放課後等デイサービス Peace	兵庫県神戸市垂水区名谷町303-1	合同会社b r i g h t f u t u r e	兵庫県神戸市垂水区名谷町303-1	令和5年2月1日	児童発達支援
2850800257	児童発達支援・放課後等デイサービス Peace	兵庫県神戸市垂水区名谷町303-1	合同会社b r i g h t f u t u r e	兵庫県神戸市垂水区名谷町303-1	令和5年2月1日	放課後等デイサービス

神戸市告示第 699 号

次の事業者について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870500069	すまいるびくちやー	兵庫県神戸市兵庫区夢野町 2 丁目 3 番地	一般社団法人ウォールナット	兵庫県神戸市兵庫区夢野町 2 丁目 3 番地	令和 5 年 1 月 1 日	障害児相談支援

神戸市告示第700号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和5年3月7日

神戸市長 久元喜造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2855000705	放課後デイサービスいっぽいっぽ山の街	兵庫県神戸市北区広陵町1丁目159-1	特定非営利活動法人リハケア神戸	兵庫県神戸市西区宮下1丁目5番2号	令和4年12月31日	放課後等デイサービス
2855100604	放課後等デイサービスわおん神戸北野本校	兵庫県神戸市中央区中山手通1丁目23-2山内ビル4階西	一般財団法人 凜誠会	兵庫県神戸市中央区中山手通2丁目15番1-1401号	令和5年1月22日	放課後等デイサービス
2850800125	児童発達支援・放課後等デイサービス Peace	兵庫県神戸市垂水区名谷町303-1	株式会社ジパング	兵庫県神戸市垂水区舞子台6丁目20番23号	令和5年1月31日	児童発達支援
2850800125	児童発達支援・放課後等デイサービス Peace	兵庫県神戸市垂水区名谷町303-1	株式会社ジパング	兵庫県神戸市垂水区舞子台6丁目20番23号	令和5年1月31日	放課後等デイサービス

神戸市告示第701号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成10年9月3日付けで認可した大沢自治会、平成11年4月15日付けで認可した南落合1丁目自治会、平成28年7月12日付けで認可した神戸ジェームス山自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月7日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	大沢自治会	南落合1丁目自治会	神戸ジェームス山自治会
主たる事務所	神戸市西区大沢2丁目6番地の21	神戸市須磨区南落合1丁目11番1号	神戸市垂水区塩屋町7丁目10番21号
代表者の氏名	藤田 一彰	中村 晶平	石川 哲平
代表者の住所	神戸市西区大沢1丁目8番地の13	神戸市須磨区南落合1丁目8番26号	神戸市垂水区塩屋町7丁目8番11号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 大沢自治会 令和3年4月10日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山崎 和幸	藤田 一彰
代表者の住所	神戸市西区大沢2丁目3番地の15	神戸市西区大沢1丁目8番地の13

(2) 南落合1丁目自治会 令和4年4月3日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	都築 郷実	中村 晶平
代表者の住所	神戸市須磨区南落合1丁目7番32号	神戸市須磨区南落合1丁目8番26号

(3) 神戸ジェームス山自治会 令和4年4月25日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	服部 力	石川 哲平
代表者の住所	神戸市垂水区塩屋町7丁目9番10号	神戸市垂水区塩屋町7丁目8番11号

公 告

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年2月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。
 - (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表(一般)

利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	利用権を設定する土地				設定する利用権		権利の種類(備考)	内容(土地の利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	貸借料 作					
			設定面積 m ²							
神戸市北区淡河町 今井 三代治	神戸市北区淡河町 奥野 年男 明石市二見町 金澤 明子	北区淡河町神田字柿町 1567	田	1,911	本公告日 令和5年12月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		北区淡河町神田字柿町 1568	田	2,872						
		北区淡河町神田字柿町 1569	田	1,514						
神戸市北区長尾町上津字北向3867番2 株式会社 こうべファーム 代表取締役 奥町 年一	神戸市北区長尾町 上垣 清	北区長尾町宅原字西豊浦 3364	田	1,268	本公告日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
		北区長尾町宅原字西豊浦 3365	田	1,056						
		北区長尾町宅原字西豊浦 3374	田	971						
		北区長尾町宅原字西豊浦 3414	田	983						
		北区長尾町宅原字西豊浦 3458	田	1,316						
神戸市北区大沢町 池崎 秀和	神戸市北区大沢町 仲西 晴久	北区大沢町上大沢字ツケ 2259-1	田	1,332	本公告日 令和14年12月31日	11,322円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		北区大沢町上大沢字細池 2472	田	1,308						
		北区長尾町上津字池崎 4851	田	1,401						
神戸市北区唐櫃台 福永 通凡	神戸市垂水区南多聞台 下坂 千秋	北区大沢町西原字上野手 3077	田	1,935	本公告日 令和14年12月31日	35,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区有野町 前中 光代	北区有野町二郎字年常 175	田	575	令和5年2月28日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 加嶋 忠明	北区淡河町南僧尾字本ノ元 1760	田	1,603	令和5年2月28日 令和15年3月31日	8,015円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度2月中に乙の指定する方法で支払う。	
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1797	田	2,064						
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1798	田	2,207						
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1800	田	2,649						
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1801	田	2,275						
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1803	田	2,027						
		北区淡河町南僧尾字釜塚 1815	田	1,444						
		北区淡河町南僧尾字前沢 1846	田	1,723						
		北区淡河町南僧尾字前沢 1849	田	1,824						
		北区淡河町南僧尾字東谷 1879	田	1,267						
		北区淡河町南僧尾字又五郎 1779	田	1,863						
		北区淡河町南僧尾字又五郎 1781	田	1,423						
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1795	田	2,280						
		北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1796	田	2,456						
北区淡河町南僧尾字北鹿嶋 1799	田	2,314								
北区淡河町南僧尾字前沢 1826	田	1,896								
北区淡河町南僧尾字前沢 1839	田	1,521								
北区淡河町南僧尾字前沢 1840	田	2,438								
北区淡河町南僧尾字前沢 1845	田	2,740								
神戸市西区桜が丘東町 中川 賢志	神戸市西区押部谷町 中嶋 紀幸	西区押部谷町細田字宮西 194	田	1,042	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区伊川谷町 清水 要	神戸市西区伊川谷町 松井 儀智	西区伊川谷町長坂字池田 105	田	2,012	令和5年4月1日 令和6年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。	
神戸市西区押部谷町 川西 巖	神戸市西区押部谷町 川西 隆之	西区押部谷町西蔵字西垣内 668-2	田	504	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市西区押部谷町 川本 良明	尼崎市塚口町 畷口 志美	西区押部谷町高和字奥ノ尾内 25-2	田	200	令和5年4月1日 令和6年3月31日	玄米1kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		西区押部谷町高和字手吉 491-1	田	2,624						
		西区押部谷町高和字手吉 494-2	田	506						
		西区押部谷町高和字釜木 1110	田	2,894						
神戸市西区押部谷町 川本 良明	横浜市金沢区長浜 藤木 章	西区押部谷町高和字上野 953	田	542	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
		西区押部谷町高和字上野 982	田	446						
		西区押部谷町高和字上野 982-2	田	446						
神戸市西区押部谷町 栗西 均	神戸市西区押部谷町 岡野 弘	西区押部谷町和田字清水 86	田	2,955	令和5年4月1日 令和6年3月31日	16,800円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		西区押部谷町和田字上古野 629	田	1,824						
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 笹川 佐登司	西区平野町釜田字上井 41	田	379	令和5年4月1日 令和6年3月31日	3,790円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		西区平野町釜田字上井 52-1	田	612						
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 章	西区平野町釜田字上井 42-2	田	1,115	令和5年4月1日 令和6年3月31日	11,150円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		西区平野町釜田字畑ヶ田 87	田	2,869						
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 保宏	西区平野町釜田字栗町 159-1	田	3,177	令和5年4月1日 令和6年3月31日	31,770円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	
		西区平野町釜田字上井 59	田	3,041						
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 政井 美由紀	西区平野町釜田字栗町 154	田	1,828	令和5年4月1日 令和6年3月31日	18,280円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。	

明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市材木町 笹川 義彦	西区平野町釜田字栗町 162	田 1,609	令和5年4月1日 令和6年3月31日	16,090円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	神戸市西区平野町 笹川 八重子	西区平野町釜田字中井 256 西区平野町釜田字中井 257	田 3,123 田 3,228	令和5年4月1日 令和6年3月31日	31,230円/1筆 32,280円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	姫路市八畑区小坂 政井 修	西区平野町釜田字北西山 1155	田 430	令和5年4月1日 令和6年3月31日	5,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市大久保町 山口 正也	西区平野町中津字堂ノ上 2959 西区平野町中津字堂ノ上 2913	畑 1,984 田 637	令和5年4月1日 令和6年3月31日	23,200円/1筆 7,400円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩園町 竹木 久保	神戸市西区平野町 柴田 美智代	西区平野町印路字矢ノ谷 2635	田 769	令和5年4月1日 令和6年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区上新地 安福 長次	大阪府大阪市浪速区戎本町 福富 久美子 神戸市西区玉津町 竹内 英子	西区岩園町吉郷字吉知庵 301-6 西区岩園町吉郷字吉知庵 301-7 西区岩園町吉郷字吉知庵 301-8 西区岩園町野中字福吉 271-26 西区岩園町野中字福吉 271-27	田 512 田 958 田 2,072 田 1,188 田 147	令和5年4月1日 令和6年3月31日	4,800円/1筆 9,000円/1筆 19,600円/1筆 11,100円/1筆 1,300円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町 清水 寛二	明石市太寺 大森 義夫	西区伊川谷町小寺字ノカイチ 334 西区伊川谷町小寺字ノカイチ 382 西区伊川谷町小寺字ノカイチ 388	田 118 田 152 田 304	令和5年4月1日 令和8年3月31日	2,900円/1筆 9,000円/1筆 6,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市松が丘 青山 節子	西区平野町中津字堂ノ上 2915	畑 1,000	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市西区岩園町 竹木 久保	神戸市垂水区星が丘 芝地 幸男	西区平野町印路字矢ノ谷 2619-1	田 648	令和5年4月1日 令和8年3月31日	8,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区岩園町 竹木 久保	神戸市西区岩園町 和田 直幸	西区岩園町印路字下四ツ塚 93-2 西区岩園町岩園字西嶋 286-2 西区岩園町岩園字谷北 413-1 西区岩園町岩園字谷北 413-2 西区岩園町岩園字谷北 413-3 西区岩園町岩園字谷北 413-4 西区岩園町岩園字大造星 497-1 西区岩園町岩園字大造星 497-2 西区岩園町岩園字大造星 497-3	田 2,814 田 1,061 田 9,14 田 475 田 465 田 700 田 1,162 田 1,105 田 585	令和5年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区岩園町 正谷 美智代	神戸市西区岩園町 前田 和哉 神戸市西区岩園町 前田 和寛	西区岩園町野中字福吉 400-6 西区岩園町野中字福吉 400-7	田 703 田 713	令和5年4月1日 令和8年3月31日	玄米30kg/1筆 玄米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩園町 藤原 和幸	神戸市西区岩園町 高橋 ひとみ	西区岩園町岩園字前場 2548	田 2,188	令和5年4月1日 令和10年3月31日	20,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市西郷町 山口 祐基	神戸市西区岩園町 青木 政信	西区岩園町野中字尾崎 616	田 2,223	本公告日 令和9年3月31日	100,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 大中 優義	神戸市西区押部谷町 田口 泰子	西区押部谷町押部字今井 796 西区押部谷町押部字西ノ垣内 858 西区押部谷町押部字西ノ垣内 859	田 1,462 田 2,298 田 777	令和5年4月1日 令和10年3月31日	玄米60kg/1筆 21,000円/1筆 玄米30kg/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。及び全量を甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台 三ツ江 泰啓	神戸市西区押部谷町 川本 昭生	西区押部谷町高和字溝田 539-1 西区押部谷町高和字溝田 591-2 西区押部谷町高和字西畑 1231	田 2,657 田 1,828の内914 田 1,335	令和5年4月1日 令和10年3月31日	26,570円/1筆 9,140円/1筆 13,350円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町 川端 良輔	神戸市西区押部谷町 川本 昭生	西区押部谷町高和字溝田 591-2 西区押部谷町高和字コロソ 735	田 1,828の内914 田 3,258	令和5年4月1日 令和10年3月31日	9,140円/1筆 32,580円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
明石市大久保町 寺岡 茂喜	明石市大久保町 寺岡 清文	西区平野町中津字堂ノ上 2884	畑 1,308	令和5年4月1日 令和10年3月31日	15,400円/1筆	貸貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区大沢 吉田 昭	神戸市西区押部谷町 石垣 重信	西区押部谷町和田字清水 112 西区押部谷町和田字西ノ谷 771	田 1,071 田 1,800	令和5年4月1日 令和15年3月31日	10,000円/1筆 18,000円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台東町 芦田 賢太郎	神戸市西区神出町 竹中 宏一	西区神出町田井字ヌタノ池 765-2 西区神出町田井字ヌタノ池 765-3 西区神出町宝勢字谷北 3975 西区神出町宝勢字谷北 3986	田 526 田 1,602 田 1,419 田 1,410	令和5年4月1日 令和15年3月31日	5,260円/1筆 16,020円/1筆 14,190円/1筆 14,100円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区神出町 中西 良光	神戸市西区神出町 柴田 美穂	西区神出町兼合字長割 136-1	田 1,850	令和5年4月1日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区長瀬町 渡辺 美由紀	西区平野町麩町字東原 324	田 2,551	令和5年2月28日 令和15年3月31日	25,510円/1筆	貸貸借権設定	水田として利用	毎年12月中に乙の指定する方法で支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区岩園町 入江 和彦	西区岩園町岩園字坂ノ下 654-148 西区岩園町岩園字坂ノ下 674 西区岩園町岩園字坂ノ下 673-1	田 877 田 2,114 田 859	令和5年2月28日 令和15年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年2月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 借賃の支払猶予
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
 - (2) 借賃の減額
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
 - (3) 解約権の留保の禁止
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
 - (4) 転貸又は譲渡の禁止
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
 - (5) 修繕及び改良
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求す

ることができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における

農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定を受ける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類 (備考)	内容(土地の 利用目的を含む)	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	賃借料 物			
神戸市西区ニツ屋1丁目16-2 株式会社 ナチュラリズム 代表取締役 大皿 一寿	神戸市西区ニツ屋 大皿 三男	西区玉津町ニツ屋字松ノ内 348	田 1,394	令和5年4月1日 令和10年3月31日	11,200円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の生所へ持参する。
神戸市西区井吹台北町 浅山 泰史	神戸市西区平野町 山中 英美	西区平野町西戸山字福地 92 西区平野町西戸山字福地 93	田 183の内87 山 1,840の内163	本公告日 令和9年3月31日	3,480円/1筆 6,520円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。

神戸市公告

平成25年3月7日付けで締結した御影山手まちづくり協定を令和5年3月7日付けで変更したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和5年3月7日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年3月7日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
舞多聞西3丁目てらいけ地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市垂水区舞多聞西3丁目1番1号 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和5年3月20日（月）
15時30分から16時00分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

水 道 局

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年2月20日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第23号

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程（昭和63年3月水道管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（調査審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見を述べることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>ブロック委員会</u>及び<u>本局安全衛生委員会</u>並びに<u>検討委員会</u>の報告及び意見の調査審議に関すること。</p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>（調査審議事項）</p>	<p>（調査審議事項）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に意見を述べることができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>ブロック委員会</u>、<u>本局安全衛生委員会</u>及び<u>中部庁舎安全衛生委員会</u>並びに<u>検討委員会</u>の報告及び意見の調査審議に関すること。</p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>（調査審議事項）</p>

第14条 職場委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、ブロック委員会（本局安全衛生委員会においては委員会）に意見を述べることができる。

(1)～(6) [略]

別表第2 職場安全衛生委員会

委員会の名称	構成する事業所等	委員長
[略]	[略]	[略]
本局安全衛生委員会	経営企画課 技術企画課 営業課 配水課	経営企画課長

備考 [略]

第14条 職場委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、ブロック委員会（本局安全衛生委員会及び中部庁舎安全衛生委員会においては委員会）に意見を述べることができる。

(1)～(6) [略]

別表第2 職場安全衛生委員会

委員会の名称	構成する事業所等	委員長
[略]	[略]	[略]
本局安全衛生委員会	経営企画課 技術企画課 配水課（本庁に勤務する職員）	経営企画課長
中部庁舎安全衛生委員会	営業課 配水課（中部庁舎に勤務する職員）	営業課長

備考 [略]

附 則

この管理規程は、令和5年2月27日から施行する。

